

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領

[平成21年 2月 1日付け20農畜機第 4098号]
平成21年 4月 1日付け20農畜機第 4786号変更
平成22年 3月26日付け21農畜機第 5003号変更
平成23年 3月31日付け22農畜機第 5168号変更
平成24年 3月30日付け23農畜機第 5164号変更
平成25年 5月16日付け25農畜機第 466号変更
平成27年 4月10日付け27農畜機第 133号変更
平成28年 4月 1日付け28農畜機第 5912号変更
平成30年 3月29日付け29農畜機第 6796号変更
令和元年 8月14日付け元農畜機第 3063号変更
令和 2年 4月 6日付け元農畜機第 7898号変更
令和 3年 4月 1日付け 2農畜機第 7511号変更
令和 3年 6月29日付け 3農畜機第 1747号変更
令和 4年 2月 3日付け 3農畜機第 5658号変更
令和 4年 4月 1日付け 3農畜機第 7126号変更
令和 5年 2月14日付け 4農畜機第 6044号変更
令和 5年 4月 1日付け 5農畜機第 254号変更
令和 6年10月 4日付け 6農畜機第 4333号変更
令和 7年 3月27日付け 6農畜機第 8381号変更
令和 8年 4月 7日付け 8農畜機第 292号変更

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（以下「需給均衡要領」という。）第2の1の（1）の規定に基づき行う緊急需給調整費用交付金の交付及び当該資金の造成については、需給均衡要領、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業（以下「需給均衡運用通知」という。）、緊急需給調整事業費用交付金の事務に係る運用について（令和3年12月16日付け3農産第2185号農林水産省農産局園芸作物課長通知。以下「事務運用通知」という。）、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」とい

う。)及び野菜農業振興事業補助実施要綱(平成15年10月1日付け15農畜機第61号-4)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

機構は、需給均衡要領第2の1の(1)のアに規定する緊急需給調整を行った登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等(機構で登録を受けたものに限る。)(以下「出荷団体等」という。)に対し、交付金を交付するものとする。

2 対象野菜及びその種別

この事業の対象とする野菜は交付等要綱第3の(3)に規定する重要野菜及び調整野菜とし、重要野菜の種別とは、春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいの種別を、調整野菜の種別とは、春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタスの種別をいう。ただし、共同出荷組織等については、この事業の対象とする野菜は、交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(以下「特定野菜等事業実施要領」という。)第3の2の(2)のイの対象産地の重要野菜のみとする。

3 対象期間

この事業の対象期間は、1事業年度の期間とし、その開始時期は毎年4月1日とする。

4 交付金の単価

交付金単価は、需給均衡運用通知の別表5及び6に基づくものとする。ただし、交付金の申請者に特段の地域的な事情がある場合に限り、同別表第5及び6で定めた交付金単価未満の単価での申請を認めるものとする。

5 緊急需給調整の確認数量の規格

需給均衡運用通知第1の2の(4)により、機構が定める規格は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則(平成15年10月1日付け15農畜機第7号。以下「実施細則」という。)別表7に掲げる規格とする。

第3 特定出荷団体等の登録手続等

第2の1に規定する特定出荷団体等に係る登録手続又は登録後の取消手続等については以下に掲げるとおりとする。

1 登録手続

(1) 登録を受ける資格を有する特定出荷団体等

過去直近3年間の対象出荷期間中の対象品目の出荷量の平均値が1,000トン以上（レタスにあっては500トン以上）である次に掲げる出荷団体及び生産者とする。

① 出荷団体

- i 農業協同組合
- ii 農業協同組合連合会
- iii 事業協同組合又は協同組合連合会（登録前3年間の各年において当該対象野菜をその生産者の委託（対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。以下同じ。）を受けて出荷したものに限り。）
- iv iからiiiまでに掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体

② 生産者

- i 個人
- ii 農事組合法人
- iii 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- iv 農業者の組織する団体

(2) 機構に提出する登録申請書

登録に当たっては、別記様式第1号の申請書に次の①から③までに掲げる者ごとに当該①から③までに掲げる書類を添えて機構に提出しなければならない。

登録を受けた特定出荷団体等（以下「登録特定出荷団体等」という。）が登録簿に記載された対象野菜の種別を変更しようとする場合も同様とする。この場合においては別記様式第2号の変更申請書を提出しなければならない。

① 出荷団体

定款（（1）の①のivに定める団体にあつては定款又は規約）、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに（1）の①のiiiに定める団体にあつては同iiiに規定する委託関係を有することを証明する書面並びに過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

② 生産者のうち個人

過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

③ 生産者のうち②以外のもの

定款又は規約、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が出荷を共同して行っていることを証明する書面並びに過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

(3) 登録簿への登録

① 登録

機構は、(2)の規定により書類が提出された場合において、登録を申請した特定出荷団体等が次のi又はiiに該当しないと認めるときは、あらかじめ備えた登録簿(別記様式第3号)に記載することにより登録するものとする。

i (1)に規定する登録を受ける資格を有していない者であるとき。

ii 4の(1)の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。

② 登録簿への記載事項

①の登録は、次のiからiiiまでに掲げる者ごとに当該iからiiiまでに定める事項を①に規定する登録簿(別記様式第3号)に記載して行うものとする。

i 出荷団体

名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、対象野菜の種別、当該対象野菜の出荷量、登録年月日及び登録番号

ii 生産者のうち個人

氏名、住所、対象野菜の種別、当該対象野菜の出荷量、登録年月日及び登録番号

iii 生産者のうちii以外の者

名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、対象野菜の種別、当該対象野菜の出荷量、登録年月日及び登録番号

③ 通知

機構は、①の規定により登録したときは、登録特定出荷団体等の所在地及び当該対象野菜が生産される地区をその区域内に含む都道府県知事にその旨を通知するものとする。

2 報告

登録特定出荷団体等は、登録をした年度の翌年度から毎年、第4の事業への参加申込みをする期限までに、登録簿に記載された対象野菜の前年度の出

荷数量（前年度実績が確定していない場合は、前々年度の出荷数量）及び参加申込みをする年度の出荷見込み数量を別記様式第4号により機構に報告するものとする。ただし、3の規定に基づき登録特定出荷団体等の資格を喪失した旨の届出があった場合は、この限りでない。

3 届出

登録特定出荷団体等がその資格を失い、又は次の（1）から（3）までに掲げる者ごとに当該（1）から（3）までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を別記様式第5号により機構に届け出なければならない。

（1）出荷団体

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 代表者の役職及び氏名
- ④ 定款又は規約

（2）生産者のうち個人

- ① 氏名
- ② 住所

（3）生産者のうち（2）以外の者

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 代表者の役職及び氏名
- ④ 定款又は規約

4 登録の取消しの手続

（1）登録の取消し事由

- ① 機構は、登録特定出荷団体等が次のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。
 - i 登録特定出荷団体等たる資格の喪失
 - ii 解散
 - iii 死亡
- ② 機構は、登録特定出荷団体等が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - i 1年間緊急需給調整費用交付金の交付に関する申込みを行わなかったとき。
 - ii 負担金の納入、緊急需給調整費用交付金の交付その他機構に対する義務の履行を怠ったとき。
 - iii 機構の業務を妨げる行為をしたとき。

iv 法令、法令に基づく行政庁による処分又はこの実施要領に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたとき。

(2) 弁明の機会

機構は、(1)の②の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該登録特定出荷団体等に弁明の機会を与えなければならない。

(3) 通知

機構は、(1)の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を明らかにした書面をもって、当該登録特定出荷団体等に通知しなければならない。この場合において、機構は、登録簿に記載されていた当該登録特定出荷団体等の事務所の所在地又は住所を含む地域を管轄する都道府県知事に当該登録出荷団体等の登録を取り消した旨を通知するものとする。

5 登録の取消しの申請

(1) 登録特定出荷団体等は、機構の事業年度の末日にその登録を取り消すべき旨の申請を機構に対して行うことができるものとし、その申請は、機構の事業年度の末日の6月前までに別記様式第6号により行うものとする。

(2) 機構は、(1)の申出があった場合には、当該事業年度の末日に登録を取り消すものとする。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、これと異なる日に取り消すことができる。

(3) 4の(3)の規定は、(2)の規定により取り消した場合について準用する。

6 登録特定出荷団体等に係る権利及び義務の承継

1の(1)に規定する者が、登録特定出荷団体等から緊急需給調整費用交付金の交付に係る権利及び義務を承継した場合には、別記様式第7号の承継申請書に次の(1)から(3)までに掲げる者ごとに当該(1)から(3)までに定める書類を添えて機構に提出しなければならない。

(1) 出荷団体

承継の事実を証明する書面、定款(1の(1)の①のivに定める団体にあつては定款又は規約)、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに1の(1)の①のiiiに定める団体にあつては同iiiに規定する委託関係を有することを証明する書面並びに過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

(2) 生産者のうち個人

全部承継の事実を証明する書面並びに過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

(3) 生産者のうち(2)以外の者

全部承継の事実を証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面、法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面並びに過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

第4 事業への参加申込み等

1 事業への参加申込み

(1) 事業に参加しようとする出荷団体等は、対象野菜の需給及び価格の動向、緊急需給調整の実施状況を踏まえ、原則として対象期間の開始の日の一月前の日までに、当該出荷団体等の交付積立資金(交付金の交付に当てるための資金をいう。以下同じ。)の総額を定めた計画(以下「積立計画」という。)を作成し、別記様式第8号により機構に申し込むものとする。なお、交付積立資金の総額については、内訳として、別記1により種別ごと及び実施細則第15条第1項本文に規定する申込期限(以下単に「申込期限」という。)ごとの交付積立資金の額を算定した上で記載するものとする。

(2) 出荷団体等は、事務運用通知の記の第1の4の(3)に基づき、出荷団体等から拠出された交付積立資金は出荷団体等の中で相互に融通し事業実施できるとされていることを踏まえ、(1)の積立計画を作成するものとする。

2 交付準備財産造成計画等

(1) 機構は、対象期間の開始前に1により申込みをした出荷団体等(以下「参加申込団体等」という。)の積立計画の交付積立資金の額及び対象期間中の参加申込み等を考慮して、参加申込団体等から納入される資金(以下「負担金」という。)で造成する交付積立資金及びこれに4を乗じた額の国の補助金で造成する資金(以下「補助金資金」という。)をもって造成する交付金の交付に必要な資金(以下「交付準備財産」という。)の上限額を定めた計画(以下「交付準備財産造成計画」という。)を作成し、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)に協議するものとする。

(2) 機構は、農産局長との協議を了したときは、参加申込団体等に対して参加申込みを承諾する旨を通知するものとする。この通知に際して、機

構は当該参加申込団体等に係る交付準備財産の額及び当該参加申込団体等が出荷団体等の中で相互に融通できる交付積立資金の上限額(以下「融通上限額」という。)を定めた計画(以下「交付資金計画」という。)を示すものとする。

3 対象期間中の参加申込み等

(1) 出荷団体等は、対象期間の途中において、残りの期間についての事業への参加の申込み(以下「途中参加申込み」という。)を行うことができるものとする。

(2) 出荷団体等は、参加申込みの積立計画の交付積立資金の総額を減額しない範囲内で、積立計画を変更する場合に限り、対象期間の途中における参加申込みの変更の申込み(以下「参加変更申込み」という。)を行うことができるものとする。ただし、出荷団体等は、次のいずれかに該当する場合に限り、当該交付積立資金の総額を減額した参加変更申込みを行うことができるものとする。

ア 野菜指定産地の解除等により当該出荷団体等が交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領(以下「指定野菜事業実施要領」という。)第6の1の交付予約(以下「交付予約」という。)を取りやめた場合

イ 業務方法書101条の2第1項の規定による交付予約数量の減少の申込みを機構が承諾した場合(承諾した数量を限度とする参加変更申込みに限る。)

ウ その他機構理事長がやむを得ないと認めた場合

(3) (1)又は(2)の申込みをしようとする出荷団体等は、申込みに係る種別の出荷期間の開始の日(野菜需給調整関係事務処理要領(平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知。以下「事務処理要領」という。)別表第1に掲げる主な出荷時期(複数の主な出荷時期を有する種別にあつては、そのうち最も開始の早いもの)の開始の日をいう。)の一月前の日までに別記様式第8号により機構に申し込むものとする。ただし、(2)のただし書の規定により参加変更申込みをする場合は、この(3)本文に規定する申込期限を経過した後も申し込むことができるものとする。

(4) 機構は、それまでに承諾した申込みに係る交付準備財産の額に(1)又は(2)の申込みに係る交付準備財産の増加額を加えた額が、交付準備財産造成計画で定めた対象期間の交付準備財産の上限額(以下単に「交付準備財産の上限額」という。)の範囲内である場合又は(2)のただし書の規定により参加申込みの積立計画の交付積立資金の総額を

減額する場合には、(3)の申込みを承諾するものとし、当該出荷団体等にその旨を通知するとともに、農産局長に報告するものとする。

4 負担金の納入

- (1) 2の(2)又は3の(4)の通知を受けた出荷団体等(以下「契約出荷団体等」という。)は、過年度の交付積立資金及び過積立金(過年度に納入した負担金及び第5の2の(1)の賦課金並びにそれらの果実から前対象期間の交付積立資金に充当した額を除いた残額。以下同じ。)を有する場合には、これらの資金を負担金に充てることのできるものとする。
- (2) 契約出荷団体等が負担金として、過年度の交付積立資金及び過積立金を充当してもなお交付積立資金の必要額に満たない場合又は当該契約出荷団体が新たに負担金を納入する意思を示した場合には、機構は当該契約出荷団体等に対し納入すべき負担金の額を示すものとする。
- (3) 契約出荷団体等は、機構から納入すべき負担金の額を示された場合には、次に定める期限までに負担金を納入するものとする。
 - ① 第4の1の(1)の対象期間開始前の事業参加申込みに係る負担金の場合にあつては、第4の2の(2)の承諾の日から一月後の日
 - ② 第4の3の(1)の途中参加申込み及び第4の3の(2)の参加変更申込みに係る負担金の場合にあつては、当該申込みに係る野菜の種別の主な出荷時期の開始の日の前日又は第4の3の(4)の承諾の日から一月後の日のいずれか遅い日

5 過積立金の返戻

機構は、契約出荷団体等からの別記様式第9号による返戻の申出に基づき、過積立金の返戻を行うことができるものとする。

第5 交付金の交付等

1 交付金の交付

- (1) 契約出荷団体等は、第4の2の(2)で示された交付準備財産に係る交付積立資金の総額に融通上限額を加えた額(以下「融通後交付積立資金上限額」という。)の範囲内で、申込期限ごとの交付金の額を考慮して、需給均衡運用通知第1の1の(3)に規定する緊急需給調整実施計画を作成するものとし、当該実施計画には別記2により算定される交付金額の見込み額を明らかにした資料を添付するものとする。なお、需給均衡運用通知第1の1の(3)に規定する全国生産出荷団体(以下単に「全国生産出荷団体」という。)が緊急需給調整実施計画を作成する場

合にあっては、当該実施計画の実施者たる契約出荷団体等の融通後交付積立資金上限額の範囲内となっていること及び申込期限ごとの交付金の額が考慮されていることに留意するものとし、当該実施計画に添付する資料には当該契約出荷団体等の交付金額の見込み額を記載するものとする。

- (2) 契約出荷団体等の融通後交付積立資金上限額を超えて事業を実施する必要があると見込まれる緊急需給調整実施計画を作成する場合には、同実施計画の作成主体は、同実施計画の案に、別記2により算定される交付金額の見込み額、交付積立資金の必要額等（全国生産出荷団体が作成主体である場合にあっては、当該実施計画の実施者たる契約出荷団体等に係る交付金額の見込み額、交付積立資金の必要額等）を記載した別記様式第10号を添えて、あらかじめ農産局長及び機構理事長に協議することとし、その了解を得たときに限り、当該実施計画を作成することができるものとする。
- (3) 契約出荷団体等は、需給均衡運用通知第1の1の(6)に基づき緊急需給調整を実施した場合には、別記2により交付金額を算定し、原則として当該年の12月末までに実施した緊急需給調整については翌年の3月末までに、機構に対し別記様式第11号の野菜緊急需給調整費用交付金交付申請（兼概算払請求）書（以下「交付申請書」という。）を提出するものとする。
- (4) 機構は、交付申請書の提出があったときは、その内容が適正である場合には、対象期間ごとに交付準備財産の上限額及び交付資金計画の額の範囲内で、申込期限ごとの交付金の額を考慮して、交付金の交付決定をするとともに、交付金を交付するものとする。この場合、交付金に1/5を乗じた交付積立資金と4/5を乗じた補助金資金を取り崩すものとする。なお、補助金資金に1円未満の端数が生じた場合には交付積立資金については切り上げ、補助金資金については切捨てた上で取り崩すものとする。
- (5) 機構は、継続して事業に参加している契約出荷団体等に対しては、前対象期間に実施した緊急需給調整に係る交付金についても交付準備財産の上限額及び交付資金計画の額の範囲内で交付金を交付することができるものとする。
- (6) 交付金の交付を受けた契約出荷団体等は、契約出荷団体等と委託関係のある生産者から、需給均衡運用通知第1の2の(3)に規定する買取りをした場合における当該買取り数量分に係る交付を除き、速やかに緊急需給調整に関係した生産者に交付金を交付するものとし、その交付実績について別記様式第12号の野菜緊急需給調整費用交付金交付実績

報告（兼精算払請求）書（以下「実績報告書」という。）を作成の上、機構に提出するものとする。

- (7) 実績報告書に記載する交付実績に契約出荷団体等と委託関係のある生産者から、需給均衡運用通知第1の2の(3)に規定する買取りをしたものが含まれる場合には、当該買取り分を記載し、当該買取り分以外に生産者に交付した交付金も含まれる場合には、それぞれの交付金額が分かるように記載する。
- (8) 機構は、実績報告書の内容が交付申請書の内容に沿ったものと認めるときは、契約出荷団体等に対し、交付金の額の確定及び精算払いを行うものとする。

2 賦課金の納入

- (1) 交付金の交付を受けた契約出荷団体等は、その交付額の5分の1に相当する額（1円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り上げた額）を交付積立資金に充てるための賦課金（以下「賦課金」という。）として、以下に掲げる期限までに納入するものとする。
 - ① 緊急需給調整を実施した年度に交付金を交付した場合
 - i 当該年度の4月から1月までに交付した交付金に係る賦課金
当該年度の2月末日
 - ii 当該年度の2月から3月までに交付した交付金に係る賦課金
翌年度の4月末日
 - ② 緊急需給調整を実施した年度の翌年度に交付金を交付した場合
交付金を交付した月の翌月末日
- (2) 契約出荷団体等は、生産者に対して賦課金を負担させることができるものとする。
- (3) 生産者に交付すべき交付金は当該生産者から徴収する金銭と相殺しないものとする。ただし、生産者に対して交付すべき交付金の金額と賦課金として当該生産者から徴収する金額とを明確に文書により通知し、確認できるようにした場合にはこの限りでない。
- (4) 機構は、納入された賦課金を返還しないものとする。

3 交付金の返還等

機構は、交付金の申請者が次のいずれかに該当する場合には、交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。特に悪質と認められる場合には、機構は、これに加え、翌年度以降の交付金を交付しない措置を講じることができるものとする。

- ア 負担金又は賦課金を納入しなかったとき
- イ 機構に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 「生産出荷団体緊急需給調整事業実施手順書」の制定について（令和5年4月1日付け4農産第5405号農林水産省農産局園芸作物課長通知）に即して実施したものでないことが判明したとき
- エ その他機構に対する義務を怠ったとき

第6 資金の管理

- (1) 機構は、国の補助金及び負担金について、野菜勘定における資金の管理等に関する細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-3）及び野菜生産出荷安定資金管理規程（平成15年10月1日付け15農畜機第61号）に基づき管理するものとする。
- (2) 機構は、契約出荷団体等ごとに負担金預金台帳（交付積立資金及び過積立金の状況を整理した台帳をいう。）を作成し、次のいずれかに該当する場合に当該契約出荷団体等に交付するものとする。
 - ア 当該契約出荷団体等から負担金若しくは賦課金の納入又は交付金の返還があったとき。
 - イ 当該契約出荷団体等へ過積立金の返戻又は交付金の交付をしたとき。
 - ウ 機構で発生した運用収入の一部を当該契約出荷団体等の分として積み立てたとき。
 - エ 当該契約出荷団体等からの参加申込み、途中参加申込み（当該契約出荷団体等が過年度の交付積立資金又は過積立金を有する場合に限る。）又は参加変更申込みにより、交付積立資金及び過積立金の間における金銭の移動があったとき。
 - オ 当該契約出荷団体等から提示の求めがあったとき。

第7 報告の徴収等

- (1) 契約出荷団体等は、本事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、対象期間が終了した翌年度から起算して5年間とする。
- (2) (1)に基づき整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (3) 機構は、交付金の交付等本事業の適切な実施のために必要と認める場合には、契約出荷団体等に対して所要の事項について報告を求め、又はこれらの者の事業場に立ち入り、帳簿その他の書類を閲覧することがで

きるものとする。

第8 その他

1 広域的な登録出荷団体等の扱い

業務方法書第98条に規定する2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等が、業務方法書第99条に規定する価格差補給金等の交付に関する事務の委任をした場合は、機構にあらかじめ届け出ることにより、その委任を受けた者に対して本事業に関する事務を委任することができる。

2 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシートの提出

(1) 出荷団体等は、推進通知第3の規定に基づき「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」（以下「チェックシート」という。）を機構に提出することとする。

(2) チェックシートの提出は、同一事業年度において一回とし、対象野菜全体について申告するものとする。ただし、同一事業年度に他の野菜価格安定対策事業の実施に当たってチェックシートを提出する場合は、提出を省略することができる。

(3) 出荷団体等は、出荷団体等を通じこの事業に参加する全ての農業協同組合又は生産者の集団（事業協同組合である場合に限る。）が提出したチェックシートを取りまとめ、保管することとする。

(4) チェックシートを提出する者のうち、GAP認証を取得している登録生産者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とするGAP認証書等の写しを提出することによりチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。

- ・JGAP
- ・ASIAGAP
- ・GLOBALG. A. P.
- ・国際水準GAPガイドラインに準拠し、農業者の取組状況を確認する体制を有する都道府県GAP

附 則（平成21年2月1日付け20農畜機第4098号）

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 平成21年度において、社団法人全国野菜需給調整機構から移管する資金については、第3の4の(2)の「前事業年度の交付積立資金及び過積立金（前事業年度までに納入した負担金及び賦課金並びにその果実から前事業年

度の交付積立資金に充当した額を除いた残額。以下同じ。)』とみなすものとする。

附 則（平成 21 年 2 月 1 日付け 20 農畜機第 4098 号）
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 4786 号）
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 付け 21 農畜機第 5003 号）
この要領の変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 付け 22 農畜機第 5168 号）
この要領の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 4 の（1）及び別記 1 の規定については、指定野菜価格安定対策事業実施要領第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成 23 年 8 月 31 日のものから適用し、改正前の第 2 の 3 の規定については、同規定に基づき改正前に開始された重要野菜に係る対象期間について、なおその効力を有する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 付け 23 農畜機第 5164 号）
この要領の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 25 年 5 月 16 付け 25 農畜機第 466 号）
- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、改正後の別記 1 の規定については、指定野菜価格安定対策事業実施要領第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成 25 年 8 月 31 日のものから適用する。ただし、夏はくさいについては、改正後の別記 1 の規定を適用する。
 - 2 この通知による改正前に事業への参加申込みを行い承諾されたものについては、なおその効力を有する。

- 附 則（平成 27 年 4 月 10 日付け 27 農畜機第 133 号）
- 1 この通知は平成 27 年 4 月 10 日から施行し、改正後の別記 1 の規定については、指定野菜価格安定対策事業実施要領第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成 27 年 8 月 31 日のものから適用する。
 - 2 この通知による改正前に事業への参加申込みを行い承諾されたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5912 号）

この要領の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 農畜機第 6796 号）

- 1 この要領の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別記 1 の規定については、指定野菜事業実施要領第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成 30 年 8 月 31 日の業務区分のもの及び特定野菜等事業実施要領第 3 の 3 の（2）のキ又はケの対象出荷期間の開始の日が平成 30 年 10 月 1 日の業務区分のものから適用する。
- 2 この通知による変更前に事業への参加申込みを行い承諾されたものについては、なおその効力を有する。
- 3 この要領の変更前の第 7 の（3）の規定に基づき、全国農業協同組合連合会が、機構にあらかじめ届け出て、都府県本部にそれぞれの都府県に係る本事業に関する事務を委任している場合は、変更後の第 7 の規定に基づき届出をしているものとみなす。

附 則（令和元年 8 月 14 日付け元農畜機第 3063 号）

この要領の改正は、令和元年 8 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日付け元農畜機第 7898 号）

この要領の改正は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農畜機第 7511 号）

- 1 この要領の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 に規定する特定出荷団体等に係る規定については、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4157 号農林水産事務次官依命通知）の第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が令和 3 年 8 月 31 日になっている品目から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日付け 3 農畜機第 1747 号）

- 1 この要領の改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正前の規定により農林水産省生産局長がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省農産局長がした処分等とみなし、改正前の規定により農林水産省生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省農産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和4年2月3日付け3農畜機第5658号）

- 1 この要領の改正は、令和4年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前に事業への参加申込みを行い承諾されたものについては、なおその効力を有する。

附 則（令和4年4月1日付け3農畜機第7126号）

- 1 この要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日付4農畜機第6044号）

この要領の改正は、令和5年2月14日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付5農畜機第254号）

- 1 この要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前に事業への参加申込みを行い承諾されたものについては、なおその効力を有する。

附 則（令和6年10月4日付け6農畜機第4333号）

この要領の改正は、令和6年10月4日から施行する。ただし、第9の規定の改正については、令和7事業年度から適用する。

附 則（令和7年3月27日付け6農畜機第8381号）

この要領の改正は、令和7年3月27日から施行する。

附 則（令和8年4月7日付け8農畜機第292号）

この要領の改正は、令和8年4月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記 1

- 1 種別ごとの交付積立資金の額については、次の計算式により求められた金額（以下「計算値」という。）とする。

$$\begin{aligned} & (\text{交付予約数量(kg)} \pm \text{調整数量(kg)}) \times 5\% \times \text{交付金単価(円/kg)} \\ & \times \text{負担率} \times \text{生産者負担割合(1/5)} \end{aligned}$$

注 1) 「交付予約数量」は、出荷団体等に係る事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の前年度の数量（当該前年度の数量がない場合は、事業実施年度の数量）を用いるものとし、重要野菜の種別に係るものにあつてはア及びイの合計の数量、調整野菜の種別に係るものにあつてはアの数量とする。

ア 指定野菜事業実施要領第 6 の 1 の交付予約に係る数量

イ 特定野菜等事業実施要領第 4 の 1 の(4)のイの交付予約数量（都道府県の区域を管轄する出荷団体にあつては、当該出荷団体及びその傘下の団体に係る交付予約数量の合計値）

注 2) 前年度及び事業実施年度の「交付予約数量」が無い場合は、事務処理要領第 1 の 2 の(1)の規定に基づく供給計画書のうち、産地区分の「野菜指定産地の対象市場群」の計の前年度の数量（当該前年度の数量がない場合は、本年の数量）を上限とした数量とする。

注 3) 「調整数量」は、計算値の算定に当たり、注 1) のとおり事業実施年度の前年度の交付予約数量を用いる場合で、事業実施年度において第 2 の 2 に掲げる対象野菜の出荷に関し、登録出荷団体若しくは業務方法書第 164 条第 1 号のイに定める共同出荷組織との間に委託関係のある生産者又は登録生産者若しくは特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。）の構成員（以下「委託生産者等」という。）の農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立し、又は成立する見込みがある場合において、これら農業経営収入保険の保険関係が成立等した者（野菜価格安定対策事業の同時利用者を除く。）について、当該交付予約数量に関し、以下に掲げる減算又は加算の調整を行う数量とする。

ア 当事業に参加しない委託生産者等の出荷に係る数量は減算

イ 事業実施年度において当事業に参加しようとする委託生産者等の出荷に係る数量は加算

注 4) 事業実施年度において、注 1 及び注 2 のいずれの予約数量もない種別又は交付予約の予定のない種別については、交付積立資金の額の計算を要しないものとする。

注5) 交付金単価は、需給均衡運用通知の別表5に基づくものとする。

注6) 負担率は、指定野菜事業実施要領第6の2の(2)の対象野菜ごとに農産局長が別に定める負担率とする。

2 申込期限ごとの交付積立金の額については、1で算出した種別ごとの交付積立資金の額を申込期限ごとに合計した金額とする。

別記2

緊急需給調整費用交付金の交付額は、次のとおり算定するものとする。

(1) 低落時の場合の産地調整に係るものにあつては、需給均衡運用通知の別表5の交付金の単価に次の産地調整数量(需給均衡運用通知第1の1の(6)により機構に届け出た産地調整に係る数量を限度とし、当該数量の算出に当たってはア及びウに基づくものとする。)を乗じて得た額から販売額(アの(エ)に該当する場合にあつては、第1句及び第2句の販売額を合算した金額。以下この(1)において同じ。)を差し引いて得た額(以下「産地調整交付金額」という。)とする。販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円とする。出荷の後送りによって食品として供することができなくなったことに伴い、廃棄するために生じた経費がある場合は、産地調整交付金額に当該廃棄経費を加えた額とする。

高騰時の場合の産地調整に係るものにあつては、需給均衡運用通知の別表6の交付金の単価に次の産地調整数量(需給均衡運用通知第1の1の(6)により機構に届け出た産地調整に係る数量を限度とし、当該数量の算出に当たってはイ及びウに基づくものとする。)を乗じて得た額とする。

ア 低落時の場合の産地調整数量にあつては

(ア) 産地調整数量は、旬別の出荷見込数量(需給均衡運用通知第1の1の(5)により機構に報告した旬別の出荷見込数量をいう。以下同じ。)から当該旬の出荷実績数量を差し引いた数量とする。

(イ) 産地調整を実施した旬又は翌旬に産地調整以外の緊急需給調整を実施した場合は、産地調整数量は、(ア)にかかわらず、産地調整を実施した旬の出荷見込数量から当該旬の出荷実績数量、当該旬の産地調整以外の緊急需給調整に係る交付対象数量及び翌旬の産地調整以外の緊急需給調整に係る交付対象数量を差し引いた数量とする。

(ウ) 連続する旬について産地調整を実施した場合は、第2句の産地調整数量は、(ア)及び(イ)にかかわらず、第2句の出荷見込数量から第2句の出荷実績数量及び第2句の翌旬の産地調整以外の緊急需給調整に係る交付対象数量を差し引いた数量とする。

(エ) 連続する旬について産地調整を実施し、かつ第1旬について(イ)により算出される産地調整数量が負の場合、第2旬の産地調整数量は、(ア)から(ウ)までにかかわらず、次の算式により算出される数量とする。

第2旬の出荷見込数量

－第2旬の出荷実績数量

－第2旬の翌旬の産地調整以外の緊急需給調整に係る交付対象数量

－第1旬の産地調整数量に係る調整値(※)

※第1旬の産地調整数量に係る調整値は以下の算式により算出する。

第1旬の出荷実績数量

＋第1旬の産地調整以外の緊急需給調整数量

＋第2旬の産地調整以外の緊急需給調整数量

－第1旬の出荷見込数量

イ 高騰時の場合の産地調整数量は、旬別の出荷実績数量から当該旬の出荷見込数量を差し引いた数量とする。ただし、連続する旬について産地調整を実施する場合における第2旬の産地調整数量は、当該旬の出荷実績数量に前旬の産地調整に係る交付対象数量を加えた数量から当該旬の出荷見込数量を差し引いた数量とする。

ウ 低落時の産地調整を実施した場合に、産地調整を実施した旬の前々旬及びその前旬の出荷見込数量と出荷実績数量(これらの旬及びその前旬に緊急需給調整を実施した場合には、(出荷実績数量＋産地調整の実施計画数量＋産地調整以外の緊急需給調整実施数量－その前旬の産地調整数量)により算出した数量とする。以下同じ。)とを比較し、2旬続けて出荷実績数量の方が小さいとき及び高騰時の産地調整を実施した場合に、産地調整を実施した旬の前々旬及びその前旬の出荷見込数量と出荷実績数量とを比較し、2旬続けて出荷実績数量の方が大きいとき(いずれかの旬が、おおむね5パーセント以内のときを除く。)は、ア及びイにおいて産地調整数量を算出するに当たっては、次の算式により算出される数量を旬別出荷見込数量とする。

$$\text{実施旬の旬別出荷見込数量} \times \frac{\text{前々旬及びその前旬の出荷実績数量}}{\text{前々旬及びその前旬の出荷見込数量}}$$

(2) 加工用販売に係るものにあつては、需給均衡運用通知の別表5の交付金の単価に加工用販売数量(需給均衡運用通知第1の1の(6)により機構に届

け出た加工用販売に係る数量を限度とする。) を乗じて得た額から販売額を差し引き、加工用販売に要した経費(加工用販売額を限度とする。)を加えて得た額とする。

(3) 市場隔離に係るものにあつては、次のとおりとし、交付の対象となる数量(ア及びイの対象となる数量の合計数量)は需給均衡運用通知第1の1の(6)により機構に届け出た市場隔離に係る数量を限度とする。

ア 有効利用用途向けに出荷したものにあつては、需給均衡運用通知の別表5の交付金の単価に有効利用用途向けに出荷したものの数量を乗じて得た額から販売額(原則無償提供とするが、便宜的に販売の形をとった場合の額)を差し引いて得た額(その額が負となる場合は0円)に有効利用用途向けの出荷に要した経費を加えて得た額とする。

イ その他の市場隔離(貯蔵庫を利用した一時保管等)に係るものにあつては、需給均衡運用通知の別表5の交付金の単価にその他の市場隔離を実施した数量を乗じて得た額から販売額を差し引き、その他の市場隔離に要した経費を加えて得た額とする。販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として計算した上でその他の市場隔離に要した経費を加えて得た額とする。

別記様式第1号（第3の1の（2）関係）

登録申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けたいので、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の1の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 連絡先

（担当者・役職）

（電話番号）

（FAX）

（E-mail）

2 申請者の経営形態：個人、個人以外（法人格あり・法人格なし）

該当区分に○

3 登録を受けようとする対象野菜の種別と出荷数量

対象野菜の 種別	出荷数量（過去直近3年間）			
	①（ 年）	②（ 年）	③（ 年）	平均
	ト	ト	ト	ト

4 添付書類

登録者	添付書類
① 出荷団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款（第3の（1）の①のivに定める団体にあつては定款又は規約）、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面 ・ 第3の1の（1）の①のiiiに定める団体にあつては同iiiに規定する委託関係を有することを証明する書面 ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面
② 生産者のうち個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面
③ 生産者のうち②以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面 ・ 法人格のない団体にあつては2以上の者が出荷を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

別記様式第2号（第3の1の（2）の関係）

登録変更申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

〇年〇月〇日で独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けた対象野菜の種別を変更したいので、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の1の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 連絡先
（担当者・役職）
（電話番号及びFAX）
（E-mail）

- 2 変更したい対象野菜の種別

変更後	変更前

- 3 新たに登録を受ける対象野菜の種別がある場合にはその出荷数量

対象野菜の 種別	出荷数量（過去直近3年間）			
	①（ 年）	②（ 年）	③（ 年）	平均
	ト	ト	ト	ト

- 4 添付書類

・過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

別記様式第3号（第3の1の（3）関係）

登録簿

登録者の名称				登録年月日	
代表者氏名又は氏名				番号	
事務所の所在地又は住所					
対象野菜	種別	出荷量（過去直近3カ年平均）		左の変遷及び確認日	
		トン			
		トン			
		トン			
		トン			
代表者の異動	職名 <small>※注</small>	氏名 <small>※注</small>	就任 <small>※注</small>	退任 <small>※注</small>	備考 <small>※注</small>
記事					

※「代表者の異動」については、登録者が個人の場合は記入不要。

別記様式第4号（第3の2関係）

対象野菜の出荷数量報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

このことについて、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の2の規定に基づき、下記のとおり対象野菜の出荷数量を報告します。

記

1 出荷数量

（単位：トン）

種別名	出荷数量		
	前年度実績 (A)	○年度の 出荷見込み数量 (B)	差 (B - A)

（注1）前年度実績が確定していない場合は、前々年度の数量を記入。

（注2）「○年度」は参加申込みをする年度を記入。

2 増減の理由

別記様式第5号（第3の3関係）

登録変更（資格の喪失）届出書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

独立行政法人農畜産業振興機構の登録事項の変更を行いたく（登録資格を喪失したので）、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の3の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録事項を変更する場合はその内容（※以下の該当事項に記載すること。）

事項	変更後	変更前
①登録特定出荷団体等名		
②事務所の所在地又は住所		
③代表者氏名又は氏名		
④定款又は規約		

2 登録事項の変更（登録資格の喪失）発生年月日

3 変更（又は資格喪失）の理由

4 添付資料

- ・総会等議事録
- ・登録事項の変更にあつては、変更を証明する書面（変更登記簿の謄本又は抄本）
- ・定款又は規約
- ・「3 変更（又は資格喪失）の理由」を証する書面

別記様式第6号（第3の5関係）

登録取消申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称※注
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

独立行政法人農畜産業振興機構の登録を取り消されるよう、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の5に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 登録その他出荷団体名
- 2 事務所の所在地又は住所
- 3 代表者氏名又は氏名
- 4 取消理由
- 5 添付資料
 - ・登録取消しに関する総会等議事録
 - ・登録取消し理由の関係書類 等

承継申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

申請者

事務所の所在地又は住所

名称^{※注}

代表者氏名又は氏名

承継元登録特定出荷団体等

事務所の所在地又は住所

名称^{※注}

代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

登録特定出荷団体等〇〇〇〇〇から、下記のとおり野菜緊急需給調整費用交付金の交付に係る権利及び義務を承継しましたので、独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けたく、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第3の6の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 承継する対象野菜の種別
- 2 承継事由（合併、相続等）
- 3 承継年月日
- 4 添付書類

登録者	添付書類
① 出荷団体の場合	・承継の事実を証明する書面（総会等議事録） ・定款（1の（1）の①のivに定める団体にあ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款又は規約) ・ 事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面 ・ 1の(1)の①のiiiに定める団体にあつては同iiiに規定する委託関係を有することを証明する書面 ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面
② 生産者のうち個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部承継の事実を証明する書面 ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面
③ 生産者のうち②以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部承継の事実を証明する書面（総会等議事録） ・ 定款又は規約、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面 ・ 法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面 ・ 過去直近3年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

別記様式第8号（第4の1の（1）関係）

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業参加（途中参加、参加変更）申込書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第4の1の（1）（途中参加申込みの場合は「第4の3の（1）」、参加変更申込みの場合は「第4の3の（2）」）に基づき、下記のとおり積立計画を作成（参加変更申込みの場合は「変更」）したので、○年度緊急需給調整費用交付金交付事業について（途中参加申込みの場合には「○年○月○日（対象野菜の種別の対象出荷期間）から」）参加（参加変更申込みの場合にあつては「参加変更」）することを申し込みます。

記

積立計画 交付積立資金の総額 円

（注）参加変更申込みにあつては、変更後の額の右隣に変更前の額を（ ）書で記入すること。

添付資料

- 1 第4の1の（1）に定める申込みをする場合において、別記1の注3）の調整数量を用いる場合には、当該調整数量の根拠が分かる資料を添付すること。
- 2 第4の3の（2）のアからウまでのいずれかに該当するとして、交付積立資金の総額を減額した参加変更申込みを行う場合には、アからウまでのいずれかに該当することが分かる資料を添付すること。

別記様式第9号（第4の5関係）

過積立金返戻申出書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第4の5に基づき、下記のとおり過積立金の返戻を申し出ます。

記

返戻額： 円

<振込口座>

金融機関名	
店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義 (ｶｸｶ)	

別記様式第10号（第5の1の（2）関係）

融通上限額超過協議書

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿
独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

名称
代表者氏名又は氏名

「野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について」第1の1の（3）の緊急需給調整実施計画書の作成に当たり、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第4の2の（2）で示された契約出荷団体等の融通上限額を超過する見込みとなることから、同実施要領第5の1の（2）に基づき下記のとおり協議します。

記

- 1 契約出荷団体等の名称
- 2 緊急需給調整実施計画に係る対象野菜の種別
- 3 交付金額の見込み額、交付積立資金の必要額等

(単位：円)

	交付金額の見込み額		
		交付積立資金の必要額	補助金資金の必要額
計画額			
当初額			

(注1)「交付金額の見込み額」は、別記2により算定される額を記入し、その20%相当額を「交付積立資金の必要額」欄に、80%相当額（1円未満は切り捨て。）を「補助金資金の必要額」欄に記載する。

(注2)「当初額」は、第4の2の（2）で示された契約出荷団体等の交付準備財産に係る交付積立資金と補助金資金の額を記載する。

- 4 理由

別記様式第11号（第5の1の（3）関係）

野菜緊急需給調整費用交付金交付申請（兼概算払請求）書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第5の1の（3）に基づき、下記の交付金を申請します。

また、交付決定の上は、申請金額について同要領第5の1の（4）に基づき、概算払にて交付されたく請求します。

記

1 対象野菜の種別

2 交付申請額 円

（内訳）

緊急需給調整の手法	実施時期	交付申請額（円）
産地調整	○年○月○旬 ～△月△旬	
加工用販売	○年○月○日 ～△月△日	
市場隔離	○年○月○日 ～△月△日	

3 交付金

交付先生産者	交付金額（円）	備考

(注) 農協等を経由して生産者に交付する場合にはその旨を備考に記載すること。

4 振込口座

金融機関名	
店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義 (カタカナ)	

5 添付資料

- ・ 申請する交付金の積算明細
- ・ 証拠書類の写し
 - ア 産地調整の場合：出荷調整数量に係る根拠書類
 - イ 加工用販売の場合：①出荷報告書、②契約書、③荷受書、④販売額を証明する書類、⑤販売経費を証明する書類
 - ウ 市場隔離の場合：実施を確認したことを証する書類

別記様式第12号（第5の1の（6）関係）

野菜緊急需給調整費用交付金交付実績報告（兼精算払請求）書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

事務所の所在地又は住所
名称^{※注}
代表者氏名又は氏名

（注：「名称」については、申請者が個人の場合は記入不要。）

〇年〇月〇日付け〇〇農畜機第〇〇号をもって交付のあった野菜緊急需給調整費用交付金を下記のとおり交付したので、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領第5の1の（6）に基づき報告します。

（なお、併せて精算額として交付金 〇〇〇〇円を請求します。）

記

1 金額 〇〇〇〇円

2 受領年月日

3 対象野菜名

4 交付実績

交付先生産者	交付金額（円）	交付年月日	備考

（注1）農協等を経由して生産者に交付した場合にはその旨を備考に記載すること。

（注2）交付経過及び生産者ごとの交付金額の内訳については申請者において保管。

5 振込口座（精算払請求がない場合は記載不要）

金融機関名	
店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義（カカ）	